

公 示 日 : 2021 年 5 月 12 日

調達管理番号 : 21a00239

国名 : グアテマラ国

担当部署 : 経済開発部 農業・農村開発第一グループ 第三チーム

調達件名 : グアテマラ国農村開発アドバイザー業務

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 農村開発アドバイザー
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 7 月上旬から 2022 年 3 月上旬まで
- (2) 業務 M/M : 現地 3.50M/M、国内 1.00M/M、合計 4.50M/M
- (3) 業務日数 : ・第 1 次 国内準備 5 日、現地業務 75 日、国内整理 5 日  
・第 2 次 国内準備 5 日、現地業務 30 日、国内整理 5 日  
本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次現地派遣業務については 2021 年 9 月上旬～12 月上旬頃の 75 日間にて提案可能です。第 2 次現地派遣期間については、2022 年 1 月上旬～2 月上旬頃の 30 日間を想定。現地業務期間等の具体的条件については、11. 特記事項を参照願います。

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 6 月 2 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年6月22日（火）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務	農村開発にかかる各種業務
対象国／類似地域	グアテマラ/全途上国
語学の種類	スペイン語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし  
(2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

本案件はグアテマラの国家開発計画「Ka' tun Nuestra Guatemala 2032」の5つの開発重点分野のうち「都市と農村」に位置づけられ、同重点分野の優先課題「総合農村開発」に沿ったものである。グアテマラ国の農業はGDPの約10.3%（FAO推定値2017年）を占め、労働人口の約29.4%（ILO2017年）が従事する重要な産業である。しかしながら、農業従事者の8%にあたる大規模農家が農地全体の約9割を所有しており、農業従事者の多くは零細農家である。また、国土の約3分の2が山岳地帯であり、農業従事者の約半数は、高原・山岳地帯に居住する先住民である。

2009年に制定された国家農村開発政策（Política Nacional del Desarrollo Rural: PNDRI）により農牧食糧省が再編され、2012年に国家農村普及システム（Sistema Nacional de Extensión Rural: SNER）を確立し、グアテマラ全土の各市につき3名の農村普及技術者を配置することで農村

普及サービスが 15 年ぶりに再開された。また、2016 年には慢性栄養不良の数値が高い 7 県に、1 市 5 名の普及員配置を課している。農牧食糧省は「農村経済発展のための家族農業プログラム」(Programa de Agricultura Familiar para el Fortalecimiento de la Economía Campesina 2016-2020: PAFFEC) に基づき、全農業従事者の約半数にあたる家族農業を生計とする世帯へ収入向上に向けた支援をしている。PAFFEC では、農家を自給自足および余剰生産の小規模販売を行う農業、市場志向型農業の段階に区分し、それぞれに適した技術支援を全国に実施しており、主に西部貧困地域を優先対象地域としている。一方、国内の社会・経済的格差が大きく、地方農村の貧困問題は深刻であり、これらの格差を解消するために、小規模農家向けの公的な普及サービスの質を向上し、より多くの農家にこれらのサービスを提供することが求められている。

JICA は 2019 年 2 月、農牧食糧省の行政官 60 名を対象に「市場志向型農業振興 (Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion: SHEP) アプローチ」セミナーを実施した。農牧食糧省は同手法の実践に対し積極的な姿勢を示し、2020 年度課題別研修「中南米向け 小規模農家向け市場志向型農業振興 (行政官) 2020-2022 年」には年間 5 名の研修員受け入れ要望が出された。本事業は、上述の課題別研修への適切な研修員の選定と参加する 研修員のアクションプラン作成・実施を支援する専門家を派遣し、協力効果の発現に努めるとともに、質の高い農村普及サービスが提供されるよう支援するものである。また専門家にはグアテマラのみならず、中南米 での SHEP アプローチの導入及び活用促進に資する活動が求められており、域内のリソースを有効活用し、各国のオーナーシップに基づいた効率的な協力を実施することが想定されている。(2021 年度の活動については、中米諸国を中心に遠隔での情報収集やフォローアップを想定しており、グアテマラ以外の国に渡航する想定はない。)

## 7. プロジェクト概要

### (1) 対象地域

グアテマラ全土 (活動拠点は首都グアテマラシティ)

### (2) 協力期間

2021 年 7 月～2023 年 7 月 (2 年間)。本件業務は、第 1 年次 (2021 年度のみ) を対象としている。

### (3) 相手国機関名

農牧食糧省

(4) プロジェクト目標

SHEP アプローチ等の農村普及手法が定着し、農村普及サービスの質が向上することで、質の高い農村普及サービスがより多くの農家に提供されることを目的とする。

(5) 成果

- ① SHEP アプローチを通じた農村普及を実施するパイロットサイトがそれぞれ選定される。
- ② 農村普及サービスの向上に資する人材が育成される。
- ③ 農村普及の進捗状況、課題、教訓等がモニタリングされる。
- ④ 取組手法・事例の取り纏め、分析を行い、中南米各国の関係者に共有される。

## 8. 業務の内容

本業務従事者（以下「専門家」）は、SHEP アプローチを通じた農村普及を実施するパイロットサイトの選定、実施、モニタリングを通じて技術的な助言・支援を行う。

具体的な業務内容は以下の通り。

(1) 第1次国内準備期間（2021年7月下旬～8月下旬: 5日間）

- ① 現地業務の開始に向けて、JICA グアテマラ事務所と事前調整を行う。
- ② 業務全体のワークプラン（案）（西文、和文）を作成し、JICA 経済開発部へ提出し、全体の活動計画及び第1次現地派遣期間の活動計画を説明する。
- ③ 遠隔にて C/P（農牧食糧省）との協議を開始する。
- ④ SHEP 課題別研修（中南米向け）の帰国研修員の取組について各国事務所等より情報収集する。

(2) 第1次現地派遣期間（2021年9月上旬～12月上旬: 75日間）

- ① JICA グアテマラ事務所にワークプラン（案）を提出し、全体の活動計画及び第1次現地派遣期間の活動計画を説明する。
- ② ワークプラン（案）を基に C/P と協議し活動計画を合意する。
- ③ 農牧食糧省県事務所を対象に活動計画作成のためのセミナー・ワークショップ実施を支援する。
- ④ 農牧食糧省県事務所を対象に活動計画（対象市、普及サービス提供者、研修日程等）作成を支援する。
- ⑤ 農牧食糧省県事務所の活動計画を精査し、農村普及サービス実践のため

のパイロットサイトの選定を支援する。

⑥ SHEP 課題別研修（中南米向け）に送る研修員の選定基準を C/P や JICA 事務所と相談しとりまめ、これに沿った選考を支援する。

⑦ 中米への派遣が検討されている農業・農村開発分野の広域アドバイザー<sup>1</sup>と連携し、グアテマラにおける SHEP 課題別研修の活動指針案の作成支援をする。

⑧ 農牧食糧省普及員、その他農村普及サービス提供者（市、NGO、民間、大学等）に対する OJT、OFFJT の研修を支援する。

⑨ パイロットサイトにおける社会経済インパクトや意識変化を図る為の調査表作成を支援する。

⑩ パイロットサイトにおける普及員および対象農家へのベースライン調査、モニタリング実施を支援する。

⑪ JICA グアテマラ事務所及び C/P に対し、現地業務結果を報告するとともに、現地業務結果報告書（和文、西文）を提出する。

（3） 第1次国内整理期間 （2021年12月：5日間）

① JICA 経済開発部へ報告を行うとともに、第1次現地業務結果報告書（和文、西文）を提出する。

② 第1次現地派遣時のパイロットサイトでの活動や研修等を遠隔で支援する。

（4） 第2次国内準備期間 （2021年12月～2022年1月：5日間）

① SHEP 課題別研修（中南米向け）の実施にむけた打合せや専門家会合等の会議に参加し、主に中南米における SHEP の実施における課題を整理する。

② JICA 経済開発部へ、第2次派遣期間の業務計画を説明し、了解を得る。また、当初のワークプランの内容に大きな変更があれば、その内容を説明する。

（5） 第2次現地派遣期間 （2022年1月上旬～2月上旬を想定：30日間：1月中～下旬にオンラインで実施予定の SHEP 課題別研修に現地から参加することを想定）

① JICA グアテマラ事務所に第2次派遣期間の業務計画を説明する。

---

<sup>1</sup> 中米統合機構(SICA)の要請により、中米地域での農村開発及び農業を支援する専門家をSICA中米農牧大臣会合技術事務局(CAC)に2021年度より派遣予定。CAC及びSICA加盟国の農業・農村開発分野に関連する省庁が、JICAとの間で合意された課題別研修の活用方針及び各国で整理された開発課題に基づき、開発効果の向上に向け、JICA事業を効率的に活用できるようにすることを派遣の目的としている。

- ② C/P とワークプランを協議し合意する。
- ③ 第 1 次現地派遣に引き続き、農村普及サービス実践のための研修の開催やパイロットサイトでの活動を支援する。
- ④ SHEP 課題別研修（中南米向け）に参加した研修員のアクションプラン作成を支援する。
- ⑤ SHEP 課題別研修（中南米向け）の在外補完研修（2 月上旬想定）を実施する場合の実施支援および中南米での SHEP 実施促進支援を行う。
- ⑥ グアテマラにおける SHEP 課題別研修の研修員の選定基準や活動指針案の修正・改定を行う。
- ⑦ 農村普及の進捗状況、課題、教訓等を踏まえ、次年度以降の活動計画の作成を支援する。
- ⑧ JICA グアテマラ事務所及び C/P に対し、現地業務結果を報告するとともに、現地業務結果報告書（和文、西文）を提出する。

（6） 国内整理期間 （2022 年 2 月：5 日間）

- ① 専門家業務完了報告書（和文、西文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。
- ② 専門家業務完了報告書（和文、西文）を監督職員に報告する。

## 9. 報告書等

業務の実施過程で作成・提出する報告書は以下のとおり。体裁は、簡易製本とし、併せて、電子データも提出すること。

（1） ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有することを目的とし、ワークプラン（案）（西文）を作成する。各現地渡航において、C/P との議論を深め、改訂を重ねること。C/P 機関、JICA 経済開発部、JICA グアテマラ事務所へ各 1 部配布する。

（2） 現地業務結果報告書（第 1 次現地派遣期間及び第 2 次現地派遣期間）

各次派遣終了時まで、それぞれ西文と和文を作成する。提出部数は、各次ともに以下のとおり。

- ・ 西文：3 部（C/P 機関、JICA 経済開発部、JICA グアテマラ事務所へ各 1 部）
  - ・ 和文：2 部（JICA 経済開発部、JICA グアテマラ事務所へ各 1 部）
- 記載事項：①各派遣時における業務の具体的内容

- ②各派遣時における業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④次期派遣に向けた活動計画その他
- ⑤その他

(3) 専門家業務完了報告書（和文2部）

2022年2月15日までに提出。提出部数は以下の通り。

記載事項：

- ① 各派遣時における業務の具体的内容
- ② 各派遣時における業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ 残された課題
- ⑤ 実現可能な提言

## 10. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_202103.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf)

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本→米国経由→グアテマラ→米国経由→日本を標準とします。

## 11. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

「7. 業務の内容」記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は「2. 契約予定期間等」へ記載の回数を上限とします。

① 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

② 便宜供与内容

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、JICA グアテマラ事務所員がスケジュールア

レンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：農牧食糧省内における執務スペース提供

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム ([edgal@jica.go.jp](mailto:edgal@jica.go.jp)) にて配布します。
  - ・ 要請書
  - ・ SHEP 課題別研修(中南米向け)に関連する資料

また、以下のホームページに、SHEP 課題にかかる参考資料が公開されています。

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/index.html>

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 過去に SHEP 能力強化研修に参加したことのある方が望ましいです。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA グアテマラ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください



い。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上